



令和 8 年 9 月 3 日
国土交通省中部地方整備局

建設コンサルタント業者に対する登録停止措置について

中部地方整備局は、本日、次の 3 社に対し、建設コンサルタント登録規程に基づく登録停止措置を行いました。

- ・ ジェイアール東海コンサルタンツ株式会社（本店：愛知県）
- ・ 大日コンサルタント株式会社（本店：岐阜県）
- ・ 丸栄調査設計株式会社（本店：三重県）

詳細は、別紙のとおりです。

※関東地方整備局においても、同局管内に本店を有する建設コンサルタント 2 社に対し、本日、登録停止措置を行っています。

＜配布先＞ 中部地方整備局記者クラブ

＜問合せ先＞ 中部地方整備局 建政部

土地市場監視官

こだま よりひさ
児玉 頼久

建設産業課長

さとう まこと
佐藤 誠

電話番号：052-687-8523

FAX 番号：052-953-8606

建設コンサルタント業者に対する登録停止措置について

本日、国土交通省中部地方整備局長は、下記のとおり建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）に基づく登録停止措置を行いました。

記

1. 措置対象業者

中部地方整備局管内に本店を有する次の3社

商 号	ジェイアール東海コンサルタンツ株式会社
登録番号	建04-6128
代 表 者	代表取締役 杉崎 英司
所 在 地	愛知県名古屋市中村区名駅5-33-10

商 号	大日コンサルタント株式会社
登録番号	建06-49
代 表 者	代表取締役 市橋 政浩
所 在 地	岐阜県岐阜市藪田南3-1-21

商 号	丸栄調査設計株式会社
登録番号	建06-4181
代 表 者	代表取締役 谷口 昇
所 在 地	三重県松阪市大町102-2

2. 措置内容

建設コンサルタント登録規程第12条第1項第1号の規定に基づく登録の停止

(1) 登録停止期間

令和8年9月18日から令和8年10月17日までの30日間

(2) 登録停止対象部門

各社が登録を受けている全部門

3. 措置理由

ジェイアール東海コンサルタンツ株式会社、大日コンサルタント株式会社、丸栄調査設計株式会社及び関東地方整備局管内に本店を有する建設コンサルタント2社（以下「5社」という。）並びに東海旅客鉄道株式会社（以下「JR東海」という。）は、遅くとも令和3年2月19日以降、特定跨線橋点検等業務について、JR東海が提供する点検リストをもとに5社の中から受注予定者を決め、受注できるように協力する旨の合意を交わしていた。

これにより5社及びJR東海は、公共の利益に反して、特定跨線橋点検等業務の取引分野における競争を実質的に制限していたことが、公正取引委員会により認定された。

令和7年12月19日、公正取引委員会により私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、排除措置命令及び課徴金納付命令が行われ、その後それぞれの命令が確定している。

このことが、建設コンサルタント登録規程第11条第2号に該当すると認められる。